臨 時 農 業 生 産 情 報

(大雨に対する事後対策)

令和4年8月23日西北地域県民局地域農林水産部

1 共通の対策

- (1) 地盤が緩み崩壊の恐れがある農地・林地及び農道・林道並びに増水中の河川など には、絶対に近寄らないようにし、異常を発見した場合は、速やかに市町村等へ連 絡する。
- (2) 浸水や冠水したほ場・園地では、明きょやポンプにより速やかに排水する。
- (3) 大雨の影響で土壌がぬかるんだ状態になっている場合は、転倒や車両の横滑りなどが発生しやすいので、農作業事故防止に努める。

2 水 稲

- (1) 土砂が流入した場合は、速やかに取り除く。
- (2) 畦畔や用排水路が破損した場合は、速やかに補修する。
- (3) 倒伏した場合は、できるだけ早く株起こしを行う。
- (4) 浸水や冠水した稲は、水分を失いやすいので、間断かんがいを続け、急激な落 水は避ける。
- (5) 浸水や冠水したほ場で品質低下が懸念される場合は、被害を受けなかったほ場 と区別して収穫する。

3 りんご・特産果樹

- (1) 河川の増水により園地が水に浸った場合は、今後水位の上昇がないか確認し、 園地から水が引いて安全が確保できた後に作業を行う。
- (2) 園地に溜まった水は、速やかに排水する。
- (3) 園地に流入した土砂は、速やかに取り除く。
- (4) 冠水した園地では、速やかに果実や葉に付着したゴミを取り除き、泥を清水で 洗い落とす。また、有袋果は除袋してから、これらの管理を行う。
- (5) 傷付いたり腐敗した果実は、速やかに取り除く。
- (6) 水に浸かった果実は区別して収穫する。
- (7) 園地の土が乾燥したら、できるだけ耕起し通気性及び透水性を良くする。
- (8) 倒木は早めに起こして、支柱を立てて結束する。

4 野菜・花き・畑作

- (1) ながいも等のほ場で、「穴落ち」した場合は、速やかに修復する。
- (2) 果菜類で浸水・冠水した場合には、泥を清水で洗い流し、マルチの裾を上げて、 株元を乾かし、浸水した果実は早急に取り除く。また、草勢の低下を防ぐため、 摘果で着果負担を軽減する。

- (3)降雨により肥料の流亡が考えられる場合には、速効性の窒素やカリ肥料を追肥する。
- (4) 浸水・冠水などにより損傷を受けた場合は、病気が発生しやすくなるので、 蔓延しないよう、薬剤散布する。
- (5) 大豆のほ場では、排水後、明きょの補修を行う。

5 畜 産

- (1) 飼料畑に停滞している水は、速やかに排水する。
- (2) 畜舎が浸水した場合は、家畜伝染病の発生を予防するため、消毒を徹底する。
- (3) 浸水等の被害を受けた飼料は、品質を見極め、十分注意して給与する。

6 農地・農林業用施設

- (1)農地・林地・農林業用施設が被災した場合は、速やかに被災状況を市町村へ報告する。
- (2)被災した農地・林地及び農林業用施設は、身の安全を確保した上で、シートで 被災箇所を覆うなど、被害が拡大しないよう努める。

7 農業共済、収入保険、経営所得安定対策等

農業共済や収入保険、経営所得安定対策等に加入している交付対象作物等に自然 災害による被害が発生した場合、証拠写真や書類の整備などが必要となるので、農 業共済組合や地域農業再生協議会、市町村等による被害状況の確認前に自己の判断 ですき込みなどを行わないようする。

8 果樹等被害への対応の記録整備

洪水等の被害を受け、今後、支援を受ける場合には、写真(被災状況、作業状況、 作業後の状況)、出役簿(作業記録)、領収書等が必要となるので、忘れず記録、 保管する。